



環境に配慮したまちづくり

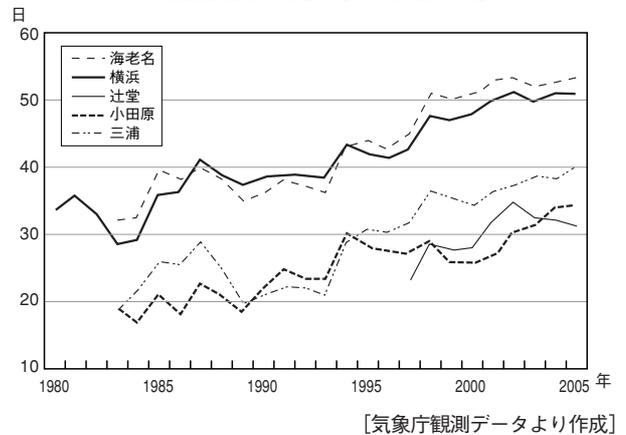
1 環境に配慮したまちづくりの現況と課題

経済成長期の急激な市街化の発展により、都市の身近な緑地が減少するとともに、無秩序に拡大した市街地や画一的な都市が形成されてきました。一方で神奈川の都市は、表情豊かな自然や歴史に培われた文化に恵まれています。

こうした自然や歴史、文化を尊重し、地域の個性を活かした魅力ある景観の保全や創造を図るとともに、都市公園や水辺施設等を作り、都市アメニティ（快適さ）を高めることが課題となっています。

近年では、地表面の人工化や人工排熱などにより真夏日や熱帯夜が増加するといったヒートアイランド現象も顕在化し、環境に配慮したまちづくりが求められています。

◆真夏日日数の推移(5年移動平均)



2-8

環境に配慮したまちづくり

2 環境に配慮したまちづくりに関する県の取組

人や自然にやさしい水辺づくり【河川課、砂防海岸課】

従来 of 安全対策に視点を置いた施設整備によって失われていた自然環境を保全していくため、現在では、河川や海岸等の整備・改修にあたって、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造し、景観も含む周辺環境や人々の利用などに配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

具体的には、平成17年度に、酒匂川などにおいて、木工沈床*による整備を行い、魚類生息環境を確保するなど、自然環境と調和した川づくりを実施しました。

また、真鶴海岸では魚などが生育できる空隙のある離岸堤の整備を実施するとともに、平成17年度には景観や利用にも配慮した護岸海岸、遊歩道整備を実施し、茅ヶ崎海岸など8海岸で砂浜の回復・保全を目的とし、景観や自然環境に配慮した海岸整備を実施しました。

*木工沈床：間伐材を使用して組んだ枠の中に河原の石を詰めて、護岸下の河床などに設置する伝統工法。河床の浸食を防ぐとともに、石の隙間により魚類や昆虫の生息空間を確保することができる。

▶ 表2-8-1 自然環境に配慮した河川整備箇所数

年度	H14	H15	H16	H17	H18予定
河川数	12	12	13	11	14

▶ 表2-8-2 自然環境に配慮した港湾海岸整備箇所数

年度	H14	H15	H16	H17	H18予定
海岸数	1	1	1	1	1

▶ 表2-8-3 自然環境に配慮した海岸保全施設整備箇所数

年度	H14	H15	H16	H17	H18予定
海岸数	5	2	2	8	9



多自然川づくり (境川 相模原市)

都市公園、うるおいあるみち空間などの形成【都市整備公園課、道路管理課、道路整備課】

都市部では、無秩序な宅地開発が進み、都市部の身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しています。そこで、県立都市公園の整備や道路などの公共施設の緑化により都市のみどりの質的・量的な創造と保全を推進しています。

平成17年度には、県立秦野戸川公園などの一部開園や国道134号、県道78号（御殿場大井）などの街路樹整備を実施するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

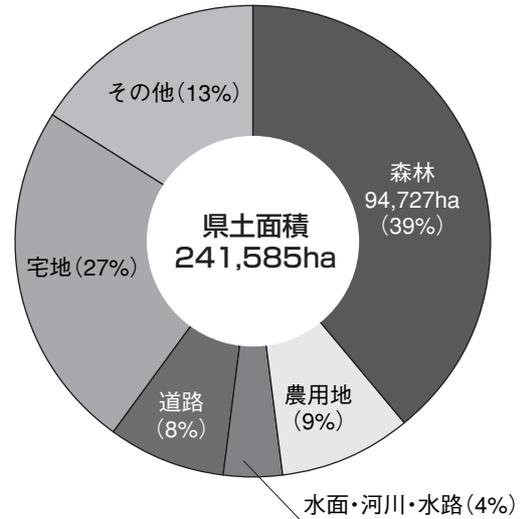
▶ 表2-8-4 各年度末の都市公園整備面積実績

● 各年度末の整備面積実績 (単位：ha)

年度	H14	H15	H16	H17
都市公園面積	3,805	3,907	4,035	4,108

▶ 図2-8-1 県土の土地利用面積割合

● 県土面積241,585haのうち、約40%が森林です。



注：県土面積及び森林面積は、平成16年10月1日現在。
森林以外の土地利用面積は、概数です。

景観まちづくり【都市整備公園課】

平成17年6月に全面施行された景観法は、わが国で初めての「景観」そのものの整備・保全を目的とする総合的な法律です。景観行政団体（県、政令指定都市、中核市及び県の同意を得た市町村）は、各地域に相応しい景観計画をつくり、それに基づく条例により、規制・誘導等による景観行政を行うことができます。この法により、従来、地方公共団体が独自に行っていた取組に法律的な根拠が与えられ、より積極的な景観施策を展開することができるようになりました。

神奈川県では、平成17年度に「神奈川県景観条例検討委員会」を設置し、条例制定に向け検討を行い、平成18年12月「神奈川県景観条例」を施行しました。県は、具体的な景観づくりは地域に身近な市町村の役割とした上で、同条例で市町村の取組を支援し、広域的な調整に努めることを定め、景観づくりを総合的、計画的、広域的に推進することとしています。

また、現在、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、「神奈川県景観づくり基本方針（仮称）」の策定に向けて、検討しています。

「かながわの景観」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tosiseibi/machi/keikan/00-00keikan-top.htm>

環境と共生するまちづくり【県土整備総務課】

○ 環境共生モデル都市圏の形成

環境と共生する都市圏の形成を目指し、県では「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の運用により環境共生型プロジェクトの誘導・促進を行うとともに、東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした環境共生モデル都市ツインシティの事業化に向けて、市町等と連携しつつ調査・検討を進めました。

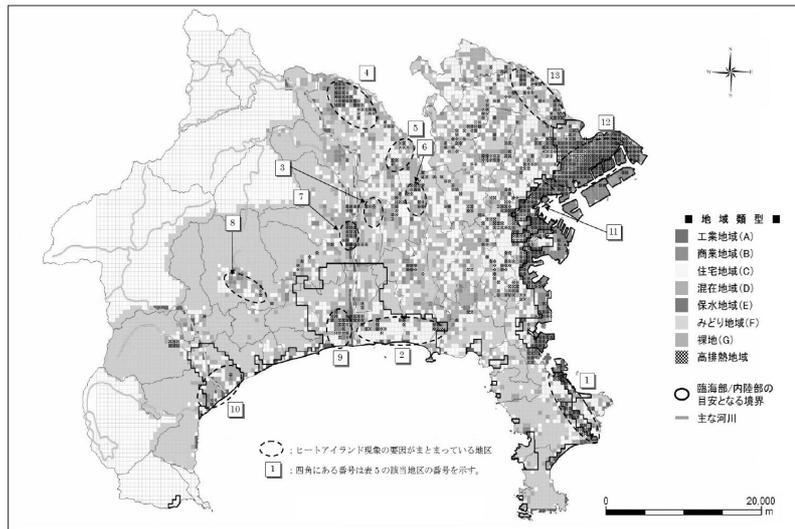
ヒートアイランド対策【環境計画課】

県では平成16年度に市町村の協力を得て、県内のヒートアイランド現象の実態について調査したところ、複数の都市で中心市街地の高温化傾向が確認されました。ヒートアイランド現象はさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、平成17年度は、16年度の調査結果を踏まえ、高温化の傾向が認められる地域について、ヒートアイランド現象に関する地域特性を整理するとともに、地域別に有効なヒートアイランド対策を検討しました。

● 調査結果の概要 ●

平成16年度の調査において高温化が確認された都市を中心に、都市の熱環境に影響を及ぼす地表面被覆の状態や人工排熱、さらに地形や風などから、地域特性を調べました。

また、土地利用状況や人工排熱量などを反映した地域類型を設定し、分布図を作成しました。さらに、地域類型ごとに効果的と考えられる対策メニューを検討しました。



土地利用状況や人工排熱量などを反映した地域類型の分布図

調査報告書：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/heatisland/index.htm>

今後は、上記の調査結果も参考に、市町村と連携して、具体的な対策の検討を進めていきます。

環境への負荷の少ない交通の推進【警察本部交通規制課、都市計画課】

■ 交通の円滑化の推進

県警察では、深刻化する交通渋滞・交通公害の解消手段として、交通信号機の集中制御化や車両感知器による交通量の収集など交通管制システムの高度化を進めるとともに、新交通管理システム（UTMS）の整備を推進しています。

新交通管理システム（UTMS）は、幹線道路に整備した光ビーコン（光学式車両感知器）や環境センサーが収集したデータに基づいた交通情報をリアルタイムで提供し、交通流の分散・誘導を図る交通情報提供システム（AMIS）、交通公害低減システム（EPMS）のほか、路線バスの定時性を確保し、利便性を向上させることで、マイカーからの転換を図る公共車両優先システム（PTPS）の導入など、新たなシステムの開発・整備により、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指します。

詳しい情報はこちらをご覧ください。



「交通管制センター紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf3020.htm>

「かながわ交通計画（追録版）」

<http://www.pref.kanagawa.jp/keikaku/tosiseisaku/new0/tuirokuban.pdf>

■ 交通需要マネジメントの推進

交通重要マネジメントの施策の一つであるカーシェアリングの一層の普及を図るため、平成17年11月に神奈川カーシェアリング利用促進特区の認定を受けました。そして、環境と共生する都市づくりを目指し、県央湘南地域（厚木・相模原地区）でカーシェアリングを公務利用することにより、交通需要マネジメントの普及促進を図りました。



■ 環境影響評価制度の推進【環境計画課】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを、事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を地域の住民の皆さんにお知らせし、事業者、住民、行政が意見を出し合って大事な環境を守っていくための制度です。

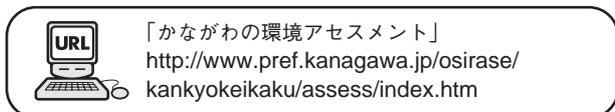
神奈川県では、自然と地域の環境を大切にしていくため「神奈川県環境影響評価条例」を定め、昭和56年7月1日から環境アセスメント制度を実施してきましたが、平成9年7月15日にはより充実した制度にするため、調査等を行う前の、調査項目や方法を定めるための手続や、事後調査の手続を新たに加えた改正を行い、平成10年7月1日に施行しました。

さらに、国において環境影響評価法が平成11年6月12日に施行されたことに伴い、法の対象となる事業に係る手続を定めるなどの改正を行い、同法の施行日に合わせて施行しました。

昭和56年の条例施行以来、対象となった事業は平成17年度末までに94件ありますが、種類別で見ると、「研究所の建設」が16件、「道路の建設」が11件、「工場、事業場の建設」が9件などとなっています。また、このうち環境影響評価法の対象事業は13件となっています。

平成17年度は前年度から手続が継続している7件（東京国際空港再拡張事業、池子米軍家族住宅建設事業、川崎天然ガス発電所等）に加え、新たに2件（二ノ倉開発採石場増設事業、川崎発電所リプレース計画）の手続を開始しました。

「神奈川県環境影響評価条例」「神奈川県環境影響評価条例施行規則」「神奈川県環境影響評価技術指針」などの関係規定や、環境アセスメント手続の進行状況、環境影響評価審査会の開催状況などは、インターネットにより提供しています。



■ 環境配慮評価システム

県では、県が自ら実施する大規模な事業について、基本計画の段階で環境配慮の評価等を行い、より環境に配慮した基本計画の策定を行うため、要綱により「環境配慮評価システム」を制度化し、平成14年4月1日から実施しています。

このシステムの対象となるのは、道路の建設、建築物の建設、用地の造成などの15種類の事業で、規模に応じて、第1種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模）、第2種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の3分の1程度の規模）及び第3種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の10分の1程度の規模）に区分し、その区分や事業の実施が環境に及ぼす影響の程度に応じて経なければならない手続を定めています。

このシステムでは、事業所管部局の作成した環境配慮検討書の提出、これに対する審議及びその結果の通知並びに通知内容に対する措置状況の報告が基本的な手続となっており、この手続を終了した案件については、それぞれの概要を公表することとしています。

平成17年度中は、環境配慮検討書の提出及びこれに対する審議等を行いましたが、措置状況の報告まで至っておらず手続終了案件はありません。



環境への負荷の少ない生活・事業活動

1 環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

■ 環境への負荷の少ない生活

県内には、自然保護やリサイクル、省エネルギーなど、環境の保全と創造に関する活動を行っている市民団体やNPOが約300団体（平成17年11月現在）あり、さまざまな取組が行われています。各家庭でもライフスタイルの転換となると、むずかしいように感じますが、環境の現況に関する情報提供や、環境教育・学習の充実強化、環境に配慮した具体的な行動の誘発策などにより、少しずつですが、具体的な行動が広がっています。

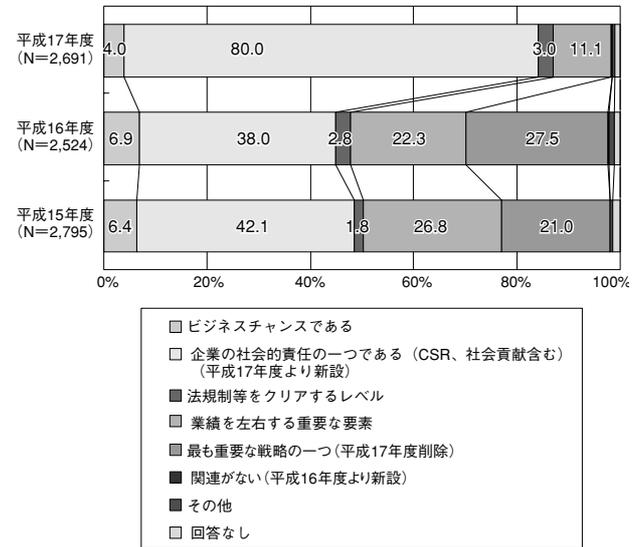
■ 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001の認証取得や環境報告書、環境会計の取組等が拡大しつつありますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。県としては、今後ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及に向けた研修会の開催や情報提供などの支援など、企業の自主的な環境配慮活動の促進に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

また、第一次産業においても、近年、環境保全型農業や、家畜排せつ物や食品廃棄物等の堆肥化、低利用水産物の有効利用などの取組がはじめられています。今後は、生産者や消費者の理解を進めながら、広く普及促進していくことが必要です。

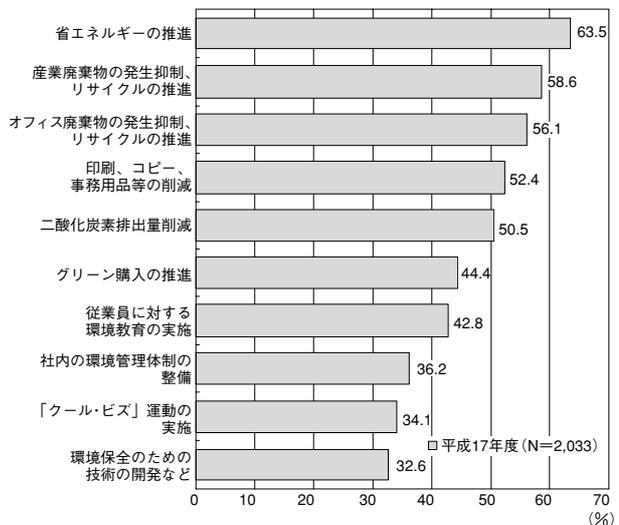
▶ 図2-9-1 平成17年度 環境にやさしい企業行動調査結果

● 環境への取組と企業活動のあり方



注) 平成15年度、平成16年度のグラフは平成17年度と選択肢が違っているが、参考のため掲載している

● 設定している環境に関する目標 (上位10項目複数回答)



< 出典: 環境省「平成17年度 環境にやさしい企業行動調査結果」>

2-9 環境への負荷の少ない生活・事業活動

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動に関する県の取組

1 ライフスタイルの転換【環境計画課】

■ 環境にやさしいくらしの推進

環境にやさしいライフスタイル実践のための消費者向けの手引書「環境にやさしいくらし実践マニュアル普及版」（改訂版）や、環境にやさしいくらしについて、県民への普及・啓発を一層図る県民向けリーフレット「ライフスタイルを見直そう」を希望者へ配付しました。

また、身近な生活の中から“環境問題”をテーマに、一人ひとりが自らの工夫と責任で環境配慮活動の実践につながる「環境にやさしいくらし自由研究・実践レポートコンクール」を実施しました。平成17年度は213点の応募があり、いずれの作品も、温室効果ガスの削減や家庭ごみの問題、リサイクル、省エネ生活の実践など、環境にやさしいくらしについて身近なところから考えた作品で、優秀な作品について知事表彰を行い、入賞作品集を県内各校に配布し、周知しました。

さらに、横浜市及び川崎市をはじめとした県内のすべての自治体と連携し、地球温暖化対策の一環として、電力消費がピークとなる夏季の省エネルギー対策を進めるため、6月21日（夏至）から9月23日（秋分）までの間、「冷房温度28℃の設定」「軽装での執務」等の夏らしいライフスタイルを提案し、実践に取り組みました。また、この趣旨について、（社）神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、（社）神奈川経済同友会、（社）神奈川県経営者協会、連合神奈川、神奈川県消費者団体連絡会、NPO法人神奈川県消費者の会連絡会、かながわ地球環境保全推進会議、横浜市地球温暖化対策地域協議会、かわさき地球温暖化対策推進協議会の皆様にも賛同していただき、できることから実践してもらうよう呼びかけを行いました。

こうした様々な取組によって、県民の皆様の間で地球温暖化対策の必要性について認識は着実に広まっていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。

■ 環境にやさしい買い物キャンペーン

県民一人ひとりが、毎日の買い物を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直し、「環境にやさしい暮らし」を始めるきっかけとすることを目的として、県内企業、販売店等とともに開催しました。

環境にやさしい買い物キャンペーン

開催期間：平成17年10月～11月	約40日間
参加店舗数：商店街等（事業所含む）	38,867店
スーパー等	262店
百貨店、専門店	15店
コンビニエンスストア等	2,928店
計	42,072店

内容：特設コーナーの設置、売り場スペースの拡大、買い物バッグの利用促進、簡易包装の推進、ポスターの掲示、

イベントの開催（県内4箇所）＜啓発パンフレット・チラシの配布、環境配慮商品の展示、アンケートの実施＞



このポスターを参加店舗に掲示しました



「環境にやさしい買い物」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm>

■ 県の事業者・消費者としての取組

県では、これまでも再生紙を率先して使用したり、公共工事において再生資材を積極的に利用するなど、全国に先駆けて取組を進めてきました。それらの取組を包括し、拡大するため平成13年に物品やサービスを購入する際の環境配慮に関する原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会において重要な鍵を握っています。県の事業者・消費者としての経済活動や環境に与える影響は大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、次の3点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 【グリーン調達】 | 環境に配慮した物品やサービスを購入する |
| 【グリーン配送等】 | 購入に伴う活動の環境影響に配慮する |
| 【グリーン入札】 | 環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する |

また、県が委託する清掃や食堂業務等については、「サービスを購入する際のグリーン調達基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。

▶ 表2-9-1 グリーン購入の原則<グリーン購入ネットワークより>

①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。	⑤再使用が可能であること。
②資源やエネルギーの消費が少ないこと。	⑥リサイクルが可能であること。
③再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。	⑦再生材料や再使用部品を用いていること。
④長期間の使用ができること。	⑧廃棄される時に適正な処理・処分が容易なこと。

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動の促進

■ 中小企業に対する金融支援【金融課】

中小企業者あるいは協同組合等が公害防止のための施設や産業廃棄物処理施設の設置・改善、NOx対策や土壌汚染対策の実施、ISO14000シリーズの導入等に必要な資金を融資する神奈川県中小企業制度融資により、公害対策等の促進を図っています。

▶ 表2-9-2 対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	フロンティア資金(地域環境保全対策)
融資限度額	中小企業者 8,000万円 (産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等については2億円) 協同組合等 1億2,000万円
融資利率	年利2.1%以内(平成18年4月現在)
融資返済期間	10年(運転7年)以内

▶ 表2-9-3 融資実績の推移

年度	件数	金額
13年度	4	175,000千円
14年度	11	439,200千円
15年度	7	203,520千円
16年度	12	569,770千円
17年度	17	316,910千円



「中小企業制度融資」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kinyu/yusi/index.htm>

■ ISO14001 審査登録の普及促進【産業技術センター】

県産業技術センターが、ISO14001の審査登録で得たノウハウを生かし、県内中小企業の審査登録を支援するため、セミナー等を開催しました。

また、審査登録や登録後の環境マネジメントシステム（EMS）の運用管理の仕方等を支援するため、相談を承っています。

▶表2-9-4 審査登録セミナー参加事業所数

年度	14年度	15年度	16年度	17年度
参加新規事業所数	38	58	45	42



「産業技術センター」
<http://www.kanagawa-iri.go.jp>

■ 環境ビジネスの振興【産業活性課、京浜臨海部活性推進課】

環境関連分野において、大学・研究所・関連企業のマッチング（引き合わせ）や研究成果の事業化の促進を図るとともに、(財)神奈川中小企業センターにおいて創業相談をはじめとする総合的な創業支援を行っています。

また、京浜臨海部においては、先進的な環境技術を持つ多くの企業が立地し、環境ビジネスの展開に向けた下地があることから、エコ産業の創出や環境配慮型ビジネスへの転換などを支援しています。

平成17年度は、これまで実施したバイオマスなどの新エネルギーの利用に向けたビジネスモデルの検討調査を踏まえ、食品廃棄物等のバイオマス資源からメタン発酵によりバイオガスを抽出し、エネルギーとして供給する事業の可能性について企業と共同で検討を進めたほか、民間企業を中心とする「エコ産業創出協議会」に参加し新事業の創出に向けた取組を支援しました。

3 環境と調和した農林水産業の推進

■ 環境保全型農業の推進【農業振興課】

県では、環境と調和する農業を推進するため、平成9年に環境保全型農業基本方針を策定し、平成8年を基準年として平成18年までに化学肥料・化学農薬の使用量を30%削減することを目標に掲げ、市町村単位の推進方針の策定を進めるとともに、環境保全型の新農法に取り組む先駆的な地域に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図っています。

農業が持つ自然循環機能を維持し、環境と調和の取れた農業生産を行うためには、家畜排せつ物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷を最小限に抑えた合理的な施肥を行うことが重要です。県では、県内のバイオマス発生量、利用量の現状等を明らかにし、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、改訂版「神奈川県作物別肥料施用基準」を策定して堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

そのほかに、“環境にやさしい農業を進める宣言”をした生産者団体と知事とが協定を結ぶ制度を設けるなど、農業者への意識啓発を図っています。また、あわせてエコファーマー制度（次ページコラム参照）を推進しています。

一方、環境保全型農業の問題点として、労力がかかること、資材費が高いこと、消費者の理解が不十分であること等が挙げられており、今後の課題となっています。

▶表2-9-5 バイオマスの発生と利用の目標

年度	平成15年度(現状)	平成22年度(目標)
バイオマス発生量	1,830,000t*	1,706,000t*
バイオマス利用量	573,700t*	647,200t*
バイオマスによるたい肥等生産計画	270,000t	305,000t

*有機物量ベース(湿潤重量)

<神奈川県バイオマス利活用計画より>

※バイオマス：「バイオマス」とは動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあります。

▶ 表2-9-6 環境保全型農業推進に係る協定締結団体数

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
7団体(1,249名)	6団体(66名)	2団体(27名)	12団体(362名)	5団体(205名)	10団体(353名)



「環境にやさしい農業を目指して(農業振興課)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/kankyoku.htm>

コラム 「エコファーマー」

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」をつくりました。

この法律は堆肥等により土づくりと化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うというものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者の方が「エコファーマー」と呼ばれます。

エコファーマーになると

知事の認定を受けた農業者の方は、生産物の箱等に「エコファーマー」の名称が使えます。認定期間は5年間です。このほか、農業改良資金の貸付に関する特例や、税制上の特例が受けられます。



「エコファーマー(農業振興課)」 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/eco.htm>
 「エコファーマー(農林水産省)」 <http://www.maff.go.jp/eco.htm>

■ 畜産環境保全対策の推進【畜産課】

畜産農業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し、助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▶ 表2-9-7 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	総家畜ふん量(t)	堆肥化仕向け量(t)	家畜ふん堆肥化率(%)
平成10年度(当初)	493,684	322,451	65%
平成17年度(現状)	363,384	307,232	85%
平成18年度(目標)	417,100	379,561	91%

<神奈川力構想・プロジェクト51より>

■ 低利用水産物の有効利用の推進【水産課】

相模湾や東京湾の沿岸で漁獲されるカタクチイワシなど食用として流通に乗りにくい魚介類の有効利用が課題となっています。

17年度はカタクチイワシや利用されにくい小型のイサキなどを用いて加工品等を試作し、漁協女性部等による製品化や学校給食における利用の検討を行いました。

■ 森林資源有効活用の推進【森林課】

神奈川の森林を恵み豊かなものとして再生していくために、木を使って森林を育てるという「森林循環」の仕組みを取り戻すことが大切です。そこで、間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材（製材品）の生産体制の強化による製材品の安定供給、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や住宅生産者との連携強化による県産木材の需要拡大に取り組んでいます。また、県民の皆様に対し、森林資源を有効に利用することが森林の持続的な保全につながることへの理解を促すための普及活動を行っています。



藤野町 和田の里体験センター「村の家」

■ 地産地消の取組【農業振興課、水産課】

本県では、地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を、地域の県民に提供していく地産地消の推進のための一つの方策として、市場出荷が難しい中小規模農家等も参加できる直売施設や地場産の漁獲物の迅速な選別・出荷による鮮度向上を目的とした施設の整備への支援を行っています

平成17年度は、JAさがみが寒川町に整備した大型直売センター（わいわい市）と藤沢市片瀬漁港内の水産物荷さばき施設の整備に対して支援しました。

また、生産者と消費者の交流を目的とした各種イベントを実施するほか、農協などの生産者団体と協働し、地域の優れた農林水産物などを「かながわブランド」として消費者にわかりやすくPRするとともに、かながわブランド品をはじめとした県農林水産物の普及啓発・消費拡大を図るため量販店の店舗内に県産品を集めたコーナーを設置する「かながわブランドPRコーナー」の展開を進めています。

さらに、漁業に対する理解と魚食の普及を図るために、みなとみらい地区において、第25回全国豊かな海づくり大会を開催するとともに、横須賀市や藤沢市などでワカメ刈りや地曳網等の漁業体験により地場産の魚介類への知識を深める魚食普及交流会を開催しました。

■ 農地の保全による多面的機能の発揮【農地課】

耕作放棄地を県が借り受け、企業を退職した中高年者等に、栽培研修付き農園として広い面積を貸し出し、健康増進や生きがいの場を提供する「中高年ホームファーマー事業」を実施し、353名が利用しました。

また、中山間地域などにおいて、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図るため、秦野市ほか3町において、「中山間地域等農業活性化支援事業」として、耕作放棄地の発生抑制などを内容とした集落協定に基づく地域ぐるみの取組に対し助成しました。



巡回指導を受ける研修生



集落活動による農道の維持管理作業



「中高年ホームファーマー事業」 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/farmer/hyousi.htm>
「中山間地域等農業活性化支援事業」 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/jikabara1.htm>

環境教育

1 環境教育とは

環境教育は、人間と環境とのかかわりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すものです。

今日では、学校・地域・NPO・企業・行政による環境教育の取組が活性化しています。特に、各主体が協働して行う身近な地域の特性を活かした学習が進み、体験型学習や地球規模の視野に立った学習も広がりつつあります。学校では、体験を重視し身近な環境や地域に眼を向ける環境教育が、「総合的な学習の時間」や各教科等で取り組まれています。また、企業についても、環境マネジメントの視点から環境教育に取り組んでいるところもあります。市町村でも、生涯学習講座等で環境教育や指導者育成等を行っており、ボランティア活動・NPO活動等地域の行動へと広がりつつあります。

県では、これら各主体の環境教育・環境学習をさらに進め、「持続可能な社会」を実現していくための施策を展開しています。

2 環境教育に関する県の取組

環境情報の提供と相談対応の推進【環境計画課】

■ アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー(愛称：かながわエコBOX)の活動

県では、環境分野に関する相談、情報提供機能を充実強化するため、平成16年4月20日、横浜駅西口の「かながわ県民センター」3階に、「アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー(愛称：かながわエコBOX)」を設置しました。NPO法人「かながわアジェンダ推進センター」と協働して運営しています。

このコーナーは、新アジェンダ21かながわ(P99参照)や地球温暖化、環境教育など環境分野全般の相談に対応するとともに、マイアジェンダ(P100参照)の登録相談や普及、パートナーシップによる取組をコーディネートする窓口としての業務も担っています。また、メールマガジンを発行するとともに、ホームページを活用した情報提供を行っています。

県民はもとより、企業、NPO、学校などの団体も気軽に活用していただくことで、マイアジェンダの「環」が広がり、身近な環境配慮活動が進むことを期待しています。

アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー(愛称：かながわエコBOX)の概要

- 場 所：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター3階
- 電 話：045-321-7453(直通)
- E-mail：agendacorner@kccca.jp
- 利用期間：年中無休(12/29～1/3を除く) 午前9時から午後8時
- 機 能：環境分野の情報提供・相談機能、普及啓発機能、情報交換・相互交流機能
- 取り扱い情報：①新アジェンダ21かながわ全般、②マイアジェンダ全般、③地球温暖化防止活動、④環境教育、⑤ISO14001の認証取得・維持関係、⑥NGO・NPO関係、⑦その他環境分野全般
- 対象者層：県民、企業、NPO、学校、市町村等、県内全域のあらゆる行動主体を対象としますが、特に、県民、企業、NPOを重点対象としています。
- 運 営：県とNPO法人(かながわアジェンダ推進センター)との協働により運営。
- そ の 他：「新アジェンダ21かながわ」や「マイアジェンダ」、「かながわエコBOX」など、環境に関する様々な情報をホームページ「かながわの環境」から発信します。



「かながわの環境」
<http://eco.pref.kanagawa.jp/>

地域における環境教育の推進【環境計画課】

■ こどもエコクラブへの支援

「こどもエコクラブ」は、子ども達が主体的に環境学習や環境保全に関する活動を行い、人間と環境のかかりについて幅広く関心と理解を深めるための経験を積み重ねながら、環境を大切に思う心を育成することを目的に、平成7年6月に環境省の呼びかけでスタートした事業です。

全国の幼児から高校生まで誰でも参加でき、数人から20人程度の仲間と活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されています。

各クラブは、メンバーの興味・関心に基づき、自ら活動内容を決めて自主的に行う活動（エコロジカルあくしょん）や自主的に行う活動をより楽しく、豊かなものにするために、全国事務局でデザインした全国のクラブの共通的学习活動（エコロジカルとれーにんぐ）を行っています。

県では、クラブ活動の活性化や全県的な広がりを目指して、県内交流会等を開催しています。

▶ 表2-10-1 県内クラブ数及び会員数の推移

平成18年9月21日現在
()内は17年度の登録数

市町村名	クラブ登録数	登録人数	サポーター人数
横浜市	51(27)	713(650)	146(94)
川崎市	2(2)	14(113)	3(15)
横須賀市	18(13)	559(229)	60(38)
平塚市	6(4)	207(93)	7(4)
鎌倉市	1(2)	29(45)	9(11)
藤沢市	2(2)	113(108)	31(31)
小田原市	19(18)	141(165)	18(17)
茅ヶ崎市	10(8)	217(113)	60(37)
逗子市	2(2)	7(7)	2(2)
相模原市	18(15)	196(129)	22(17)
秦野市	4(3)	89(77)	44(43)
厚木市	2(1)	80(10)	3(1)
大和市	3(2)	34(24)	9(8)
伊勢原市	9(0)	413(0)	14(0)
海老名市	5(5)	115(117)	7(7)
大磯町	6(1)	741(35)	23(1)
開成町	1(1)	14(15)	1(1)
計	159(106)	3682(1930)	459(327)



「こどもエコクラブ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ecoclub/index.htm>
<http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/index.html>

こどもエコクラブ県内交流会

実施日：平成18年3月18日（土）

場 所：横須賀市リサイクルプラザ「アイクル」

内 容：ネイチャーゲーム、工作教室、各クラブの活動発表など



こどもエコクラブ県内交流会の様子

■ 環境インターンシップ制度の推進

環境インターンシップは、マイアジェンダ登録をしている大学の大学生に職業体験を得させることにより、環境保全及び環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成することを目的とした制度です。

平成17年度は、県内2大学の学生を、県内の民間企業2社へ派遣しました。

小・中・高等学校における環境教育【子ども教育支援課、高校教育課】

■ 各教科等における環境教育の実施

学校教育においては、子どもたちが環境について正しい理解を深め、環境や環境問題に関心を持ち、環境を大切にし、環境保全に配慮した行動がとれるよう、小・中・高、盲・ろう・養護学校を通じ、児童・生徒の発達段階に応じて、人々の活動と環境とのかかわりなどについて、さまざまな体験活動の工夫・実践により総合的に理解させながら、社会科、理科、生活科、家庭科等の教科をはじめ、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じてさまざまな角度から環境教育を推進しています。

とりわけ、「総合的な学習の時間」では、それぞれの地域や学校の特色を生かし、学校周辺の自然観察、大気や水質の調査、稲作や野菜作りなどの栽培活動、海岸や公園などの美化活動、下草刈りなどの森林保全活動など、体験的・問題解決的な学習を重視したさまざまな教育実践を展開しています。

■ 高等学校における特色ある環境教育

県立高校においては、平成17年度までに先進的に環境教育を推進する学校11校を「環境教育拠点校」として指定しました。これらの学校では、大気汚染や水質汚染に関する計測、動植物の観察、森林の維持管理などの実習を行ったり、「総合的な学習の時間」で、環境問題講演会、エコ商品の調査などをもとに、「環境」に関するテーマを設定して課題研究等を行っています。また、生徒会活動や文化祭等の学校行事で、ごみの分別や空き缶、牛乳パックのリサイクルに取り組んでいる学校もあります。

また、平成18年3月には、全県立高校の生徒・教員を対象として、各高校での環境問題への取組を生徒が発表するとともに、地球温暖化と温室効果ガスについて体験学習を行う「第1回環境シンポジウム」を開催しました。

さらに、各県立高校での環境教育推進の参考となるように、環境教育拠点校をはじめ、環境教育について先進的な取組を行っている高校の取組などを掲載した「環境教育指導資料（高等学校編）」の改訂を行いました。

環境教育を支援するしくみづくり【環境計画課】

■ グリーン教育支援システム

県では、「環境教育を支援するしくみづくり」として、学校における環境教育を支援することを目的とした「グリーン教育支援システム」を平成17年度に創設しました。

「グリーン教育支援システム」は、学校を中心に企業と行政が連携し、家庭及び地域に対して、グリーン購入*に関する知識及び情報の普及を図るとともに、そうした取組を行う学校の環境教育及び環境保全活動に対して支援を行う制度で、環境配慮活動に取り組んでいる企業の広告を、県のホームページ「かながわの環境」に掲載し、その広告収入を活用しています。

平成17年度は、小学校9校で出前授業を実施しました。

*グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「環境にやさしいものの買い方」のこと。

▶表2-10-2 H17年度「グリーン教育支援システム」実施校

市町村名	学校名
横浜市	横浜市立芹が谷南小学校
川崎市	川崎市立小田小学校
川崎市	川崎市立西御幸小学校
川崎市	川崎市立三田小学校
平塚市	平塚市立みずほ小学校
小田原市	小田原市立大窪小学校
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市立今宿小学校
綾瀬市	綾瀬市立綾西小学校
藤野町	藤野町立藤野小学校

コラム 相模原市立田名北小学校

田名北小学校は、平成4年から特に環境教育の推進に努め、「自然の姿に感動し、生活に学ぶ環境教育」を校内研究のテーマとして取り組んでいます。また、平成15年度より、校庭が芝生となり、「緑が育む心の教育」を目指しています。

●クリーン作戦

・低・中・高学年の子どもたちが、学期毎に2回・年間計6回、昼休みに校内や学校協の横浜水道みちをきれいにしようと、ゴミ拾いをしています。

●花いっぱい運動

・5年及び環境委員会の児童が中心となり、校内はもとより学校協の横浜水道みちにもたくさんの花を咲かせようと取り組んでいます。

●エコーさいの開催

・毎年、心の響き合いの「エコー」、エコロジーの「エコ」の二つの意味をもった「エコーさい」を開催しています。環境をテーマとした劇や学習発表など、様々な出しものを地域の方と一緒に楽しんでいます。



※地域の方とともに様々な出し物を楽しむエコーさい

コラム 秦野市立南が丘中学校

秦野市立南が丘中学校は、平成16年度資源エネルギー庁よりエネルギー教育実践校の指定を受け、それ以来エネルギー教育を中心に環境教育に取り組んでいます。学校・家庭・地域の協働による学校づくりや心の教育の推進にも努めています。

●教科学習の取組

・理科の学習の中で、いろいろな電池の学習や、待機電力の測定など、エネルギーに係る学習を推進しています。

●施設見学・外部講師の招聘

・電気エネルギー施設やリサイクル関係施設などの見学、専門家の講演をとおして、学校教育だけでは学習できないことを学び、興味・関心・意欲の向上を図っています。

●エネルギー教育広報紙「瑠璃色の地球」の発行

・生徒がエネルギーについて学習した内容や様子をまとめ、他学年の生徒や保護者等に周知しています。



※風力と太陽電池を組み合わせたハイブリット発電機を屋上に設置(平成17年度)

コラム 高等学校「第1回環境シンポジウム」

平成18年3月17日、県立平沼高等学校ホールにて「第1回環境シンポジウム」を開催しました。このシンポジウムには、県立高校の生徒・教員が参加し、生徒による研究発表や、地球温暖化・温室効果ガスについての参加体験型学習「GEMSプログラム」の実演等がありました。

●高校生の発表

・環境にやさしい自由研究・実践レポートコンクール高校生の部 最優秀賞受賞
「スーパーマーケットの野菜の産地から見た地球温暖化」上溝高等学校3年 田口方紀さんの発表がありました。

●海老名高等学校

環境委員会のリサイクルをはじめとした活動発表と「総合的な学習の時間」での環境学習の成果を発表しました。

●神奈川総合高等学校

エコ局の活動紹介と「神奈川県の高校生に出来る「エコ」」についてのパネルディスカッションを行いました。

●参加体験型学習

・「GEMSプログラム」ー地球温暖化と温室効果ガスについてまなぼうー

ペットボトルと土を用いた実験をとおして、温室効果をモデル化し、地球温暖化のメカニズムを体験しました。



※環境シンポジウムでの高校生による発表

県民とのパートナーシップ

自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化問題など、今日の環境問題の多くが、日常の社会経済活動やライフスタイルによる環境負荷の集積に起因しているという特質があります。そうした環境問題を解決するためには、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村などあらゆる行動主体が常に環境に配慮して行動する「環境立県かながわ」の考え方に立ち、協働・連携して取組を進めることが必要です。

県では、県民、企業、NPO、市町村等とのパートナーシップを構築し、実効ある環境保全対策を進めたいと考えています。

1 新アジェンダ21かながわの推進【環境計画課】

持続可能な社会の実現をめざす行動計画である「新アジェンダ21かながわ」について、その策定の背景、内容、協働による仕組みなどをご紹介します。新アジェンダは、その内容、推進体制、推進の仕組みにおいて、県民、企業、NPO、行政など地域社会の様々な行動主体が環境改善に向け協働して取り組んでいくことを基本としています。

1 新アジェンダ21かながわ策定の経緯と背景

本県では、平成4年の「地球サミット」を契機に平成5年1月に県民・企業・行政の3者が協働して地球温暖化防止をはじめとする地球環境問題に対する行動指針として「アジェンダ21かながわ」を採択し、3者で設立した「かながわ地球環境保全推進会議（構成団体：県民団体・企業団体・県・市町村等の110団体（平成18年4月現在）」を推進母体として、それぞれの行動主体が普及啓発活動や率先的行動に取り組んできました。

しかしながら、策定後10年を経過し、この活動を通じて、地球環境保全の意識は高まった一方、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の県内での排出量は増加しているなど、具体的な行動につながっていないといった課題も生じてきていました。

こうした経緯を踏まえて、「かながわ地球環境保全推進会議」では「アジェンダ21かながわ」を見直し、より実効性を重視した「新アジェンダ21かながわ」を平成15年10月24日の総会で採択しました。

2 新アジェンダ21かながわの構成及び主要内容

「新アジェンダ21かながわ」は、神奈川を持続可能な社会にすることをめざし、30年後の神奈川の望ましい姿を長期的ビジョン、その実現に向けた今後10年間における「11分野」（①エネルギー②ごみ（廃棄物）③化学物質④そら（空）⑤みず（水）⑥みどり・つち（緑・土）⑦まちづくり⑧環境マネジメント⑨環境産業⑩環境教育・環境学習⑪国際協力）、21項目の「行動目標」と「数値目標」を示した中期的なアクション、そしてアクションを効果的に実施するための組織や仕組みについて記載した推進体制の3つから構成されています。

21項目の「行動目標」については、その実現を図るため、目標ごとに県民、企業、NPO等、行政が行動主体となって取り組む具体的な行動メニューを提案しています。詳細な内容についてはホームページ「かながわの環境」でご覧いただけますので、ご参照ください。

 「かながわの環境」～新アジェンダ21かながわ～
<http://eco.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/la21k.html>

3 新アジェンダ21 かながわの推進体制

「推進組織」としては、112団体で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」をこれまでどおり推進母体としながらも、平成16年度からは「マイアジェンダ」を登録した企業、個人などで構成する「実践行動部会」を新たに設置し、民間等とのパートナーシップによる推進体制の構築と活性化を図りました。さらに推進会議の運営についても、NPO法人「かながわアジェンダ推進センター」と協働で担う体制に組織の見直しを行いました。

4 マイアジェンダ制度

「推進の仕組み」としては、県民、企業、NPO、行政、学校などの行動主体が、自らの環境配慮に向けた自主的な取組を登録し公表することで、環境配慮に対する取組の「環」を広げる「マイアジェンダ制度」を創設しました。

「マイアジェンダ制度」は登録する項目や方法の違いから、個人によるものと企業、NPO、行政、学校などの団体や組織によるものとの2つに大きく分かれています。

また、個人のマイアジェンダについては、ノーベル平和賞を受賞されたケニアの前環境副大臣のマータイさんが、資源を大切にす意味の日本語「もったいない」という言葉を世界に呼びかけている「もったいない運動」の精神を生かし、登録項目のうち「もったいない」に関連する10項目をピックアップした「マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”」を平成17年6月に作成し、登録の普及を図っています。このマイアジェンダ制度には、平成18年11月末現在、52,000件を超える登録をいただいております、引き続き登録を呼びかけていきます。

区 分	登 録 す る 項 目	登 録 方 法
組織・団体のマイアジェンダ (企業、NPO等、行政、学校等)	●優先実行の取組 自ら率先して環境配慮活動を実行するもの 例：省エネや廃棄物の削減・リサイクルの取組など	・インターネット上での登録 ・FAX、郵送などによる登録（学校のみ）
	●パートナーシップによる取組 組織や団体が参加者を広く募ったり、相互に連携することで協働して環境配慮活動に取り組むもの 例：行政、NPOなどが森林整備や環境家計簿の活用を呼びかけみんなで実践するなど	
個人のマイアジェンダ (個人、家族等)	●個人の自主的な取組 個人あるいは家族などで、自主的に環境配慮活動に取り組むもの 例：毎週水曜日を我が家のノーカーデーにするなど	・インターネット上での登録 ・FAX、郵送などによる登録
	●パートナーシップによる取組への参加 組織や団体による呼びかけに応じて、環境配慮活動に参加すること 例：行政の呼びかけに応じて家庭で省エネを実践するなど	

2 水源林パートナー制度【森林課】

継続した寄付と森林活動によって企業・団体に水源の森林づくりへ協力していただく「水源林パートナー制度」を平成10年度から推進しています。

水源林パートナーは、特定の森林に、水源の森林づくりへ参加協力している旨の表示ができ、この森林を核として森林活動を行っていただいております。

●ご協力いただいている企業・団体●

神奈川トヨタ自動車(株)、麒麟ビール(株)、連合神奈川、鈴廣かまぼこ(株)、(株)湘南リビング新聞社、(社)神奈川県法人会連合会、東京電力(株)、富士フィルム(株)、高梨乳業(株)、住友スリーエム(株)、(学)本田学園つくの幼稚園、JAグループ神奈川、麒麟ビバレッジ(株)、(株)スリオンテック、新日本石油(株)、NECエレクトロニクス(株)、(株)神工舎・(有)太田材木店、伊藤忠エネクス(株)
(平成18年12月1日現在 14企業4団体)

3 多様な主体の参画でさらに広がる東京湾でのアマモ場再生活動【水産課】

本県は、平成15～17年度に遺伝子かく乱のおそれがない東京湾産アマモの種苗を安定生産するとともに、横浜市金沢湾において約3,000㎡のアマモ場を造成し、市民団体、企業、大学、小学校、行政など多様な主体の連携組織「金沢八景一東京湾アマモ場再生会議」と協働して、東京湾のアマモ場再生活動を牽引してきました。

平成18年度は、県水産技術センターが引き続き東京湾産アマモ種苗の大量生産を行い、金沢区海の公園で造成を行う横浜市環境創造局と、金沢区ベイサイドマリーナにおいて造成を行う国土交通省関東地方整備局へ種子を無償提供して事業の支援を行いました。また、県水産課は一般市民や行政職員を対象としたアマモに関する勉強会を開催し、多方面との連携を深めています。

また、以前から長い柄がついた大型熊手（ジョレン）を使うアサリの採捕者によって、一部のアマモ場が破壊されていることが問題となっていました。平成18年4月に神奈川海区漁業調整委員会指示によるアマモ場保護のための水産動植物採捕禁止区域が金沢区ベイサイドマリーナに設けられ、保護の実効が上がっています。



「アマモ場再生会議」
<http://www.amamo.org>



平成18年度のアマモ種苗生産のための花枝採集（横須賀市）



平成18年度から始まったアマモの勉強会（横浜市）

4 丹沢の緑を育む活動【緑政課】

丹沢山地は、ブナやモミの原生林、ニホンジカやツキノワグマなどの大型野生動物などの多様な動植物相を持っている地域ですが、近年、生態系に大きな異変が起り、広範囲のブナの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、その多様性が急速に失われつつあります。広大な丹沢山地で自然環境保全対策を効率的に実施するためには、県民の自発的な協力が必要であり、県では県民参加による取組を推進しています。

その一環として、「丹沢の緑を育む集い実行委員会」（平成10年度）を組織し、森林衰退が著しい大倉尾根花立で「ヤマハンノキ等実生苗の植樹及び植樹木のモニタリング」を、堂平周辺においてウラジロモミ等をニホンジカの採食から守るために「ウラジロモミ等への防護ネット設置」をボランティアとの協働で実施しています。

これらの県民参加活動は、「丹沢大山保全計画」の構成事業に位置付けられ（平成11年3月策定）、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的実施していきます。



●平成17年度の実施状況●

実施日	活動内容	場所	参加者数	実施本数
5/28	土壌浸食防止、植樹	三ノ塔	178人	200本
10/1	防護ネット設置	天王寺尾根	35人	172本 (ネット巻)
10/22	種子採取、植生回復	三ノ塔	90人	100本

5 ボランティア活動の推進

県では、ボランティア活動^{*1}の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力しあい協働して事業をすすめていくことや、ボランティア団体等の活動を促進するための支援を目的として、2001年度に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、次のような事業を行っています。

○協働事業負担金

県とボランティア団体等が協働して行う公益を目的とする事業で、協定を締結したものに対して、事業に要する経費を負担します。

○ボランティア活動補助金

ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対して、事業に要する経費を補助します。

○ボランティア活動奨励賞

他のモデルとなるようなボランティア活動を行っている団体等を表彰します。

「かながわボランティア活動推進基金21」では、協働事業負担金により13団体（うち環境分野は6団体）と協働事業を実施したほか、ボランティア活動補助金を12団体（うち環境分野は2団体）に交付し、ボランティア活動奨励賞に5団体を選定しました。（平成17年度実績）

^{*1} ボランティア活動：ボランティアやNPO（民間非営利団体）が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（いわゆる宗教、政治、選挙活動を除く）のこと。